

令和 2 年 第 4 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年4月23日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和2年4月23日(木) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(0名)

○ 議事録署名委員

10番 堀 敏	11番 西村 功
---------	----------

○ 議事日程

議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第25号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)
議案第26号 農用地利用集積計画の策定について(中間管理事業)
議案第27号 農用地利用集積計画の策定について(売買)
議案第28号 現況証明について

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次長	大野	秀悟
主査	出口	大悟
主査	井上	幸代

○ 閉会

午後3時45分

午後3時00分 開会

局 長

(竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第4回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長

(堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

大変御苦労さまです。

御承知のように新型コロナの感染も状況が非常に悪くなってきて、駒ヶ根でも何人か出ております。そんな関係で、非常事態宣言の中で駒ヶ根でも対応されているということです。いろんなイベント等のほとんど中止というような状況が生まれてきております。ましてや会議を開くこと自体、もう自粛しなきゃいけない、そんな状況になってきておるわけです。それぞれ営農組合の関係の会議等も縮小したり中止したり、そんな状況の中で、農業委員会だけはどうしても許認可の関係がありますんで開催せざるを得ないと、そんな中ですので、よろしくお願いをしたいなと思いますし、なるべく時間をかけないでスムーズに審議をいただいてやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをします。

さて、2月の委員会の中で話しました中割区の営農型太陽光発電について、3月の県の常設審議会の中で審議いただき、県から許可が来ています。ただ、その中で、条件として駒ヶ根市の農業委員会に付託をされている部分がありますので、また担当の出口君から説明をいただきたいというふうに思いますが、御承知おきいただきたいと思います。

そんなことですので、よろしくをお願いします。

局 長

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を9番 下島琢郎委員、お願いします。

9 番

(下島 琢郎君)

新聞等で報道されておりました御存じだと思いますけれども、JR東海のリアの残土の受入れということで、今、事業が始まっております。場所ですが、場所は、伊那生田線とここから行く長谷線、その交差点、中沢の最初の信号——最初といっても1個しか信号ありませんけれども、新宮川岸という信号機がありますが、その上にずっと中沢大通りが開いております。その左側にちょっと低い農地があります。そのまた北には新宮川が通っております。その

交差点の上に残土を入れたいということでありまして、今、新宮川岸開発委員会で昨年10月からそれぞれ会議を持って検討してきております。

それで、規模であります。地権者が25名、面積が9.8ha、いわゆる9万8,000㎡になります。戸当たりで3反歩ちょっと、4反歩弱かな、そういったことで、全員の皆さんの同意を頂いて、耕作地の整備とか、あるいは地域の振興、活性化のために取組を進めているということでありまして、受け入れる残土であります。約20万㎡と言われております。これを単純に計算しますと、1㎡2.数㎡になりますね。いわゆる1㎡で2mちょっとぐらいかさ上げされるということでもあります。

それで、まだ運搬は始まっておりませんが、この20万㎡という量は、10tダンプで10㎡大体運べますね、としますと2万台になるんですね。若干オーバーに積んできたって1万5,000台以上のものは搬入しなきゃいけないという内容であります。

そこで、今検討されております内容であります。農業関連施設、あるいは商業施設を検討しております。それで、農業施設につきましては農産物直売所等々、あるいは産業施設はコンビニ——コンビニはちょっと交通量が少なくて難色を示されております。それと、スーパーとか飲食店とか、あるいは農業体験施設等々、食堂とか観光案内所とか、そういったものを計画しております。その面積が約2,300㎡くらい、駐車場を含めてそういったものを造って、あとは圃場整備をしながら耕作をしていくという内容であります。それで、集客対策といたしまして、もう既に春爛漫の時期は終わりましたけれども、中沢でも桜とかハナモモ、それぞれ名所があります。そういった整備と農業体験等を実施しながら進めてまいりたいという内容であります。

それで、今後の計画であります。当然、補助事業の関係がありますから、これは国に申請をして、来年度許可を頂きながら、許可が下りてから、4年ごろから残土の受入れをすると、そういったことで、残土受入れ以降、5年ごろになると思いますが、それからそれぞれ農業商業施設を建設及び耕作地の圃場整備をしていくという内容であります。

いずれにいたしましても大きな工事でありまして、特に中沢は人口の流出が激しいわけでありまして。したがって、中沢及び竜東のそれぞれの活性化等の起爆剤になることを期待いたします。

以上です。

それでは、お手元の駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませさせていただきますので、続いてお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、これより令和2年4月1日付、告示第5号をもって招集した令和2年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において10番堀敏委員、11番 西村功委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更-1で示した場所になります。

町4区、XXXXXXXXXXの南東1筆1,953㎡になります。

後ほど御説明させていただきますが、同日5条申請がございまして、斜線部分と一体的な計画になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、宅地分譲。

変更理由でございますが、当初計画は宅地分譲を計画していたが、承継者より自身が経営する会社の社宅を建築するため使用したい旨の申し出があり、社員増加により対応する必要性があることなどから、地元企業の将来性を考え、承継者の計画に協力することとした、承継計画は、従業員の増加に対応するため社宅の建築が必要であると考え、集合住宅用地として転用したいというものでございます。

同日5条申請がございましたので、後ほど御説明させていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

10番 (堀 敏君)
今年の2月に農地法5条の申請がございました案件でございます。
当初、ここに書いてございますように宅地分譲をする予定でございました。その後、承継者の■■■■さん、■■■■の社長さんでいらっしゃる方なんです。非常に会社が大きくなってきて従業員の福利厚生のために社宅を造りたいという希望がございまして、今回、計画変更に至ったと、こういう状況です。
以上です。

会長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第21号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
ここで、議案第22号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により■■番■■委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
[■■番■■君 退場]

会長 (堺澤 豊君)
続いて、
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)
それでは議案書3ページをお開きください。
農地法第3条御規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計3件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。
3-1で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の北1筆 866 m²になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の西1筆 597 m²になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業簿を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は以前から譲受人に農地を貸していたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の東1筆 1,060 m²になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、既に耕作している農地であり、農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は引き続き管理をお願いしたいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上3件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明を1番から順次お願いします。

15番 (代田 和美君)

1番です。これは[REDACTED]さんのすぐお隣の土地でして、一緒に耕作を続けるということで話し合いができておりますので、問題ないと思います。

4番 (井口 英昭君)

2番の関係ですけれども、ここもお隣同士でございまして、従来から[REDACTED]の農地を借り受けて[REDACTED]が作付しておったという形の中でございますので、特別問題ないと思います。

- 8 番 (上村 英登君)
3番の案件ですけど、譲受人は、自宅の前でもあり、以前から借りて耕作をしていました。まだ若いので、これからもしっかり農地を管理してもらえら
と思いますので、特に問題はないと思います。
以上です。
- 会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第22号について原案どおり可決することに御異議ございま
せんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第22号 農地法第3条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
ここで退席をされている委員の着席を求めます。
[番 君 入場・着席]
- 会 長 (堺澤 豊君)
続いて、
議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書6ページをお開きください。
農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせてい
ただきます。
1件でございます。
場所につきましては7ページの左側を御覧ください。
4-1で表示した場所になります。
中沢区、 の東4筆428㎡になります。
6ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地での追認申請となります。
理由でございますが、申請人は、住宅や倉庫を建設した当時、必要な手続に
ついては建築会社に依頼していたが、農地法の手続が取られていないことが判
明したため、今回手続を行い住宅用地として使用したいというものでございま

す。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外。

農地区分としましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

5 番 (田村 進君)

この■■■■さんですけど、この方は三六災害で災害に遭ってこの上に移転したということで、当時の建築基準でそういう手続が取られていなかったということで、今回適正にしたいということで、問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第23号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書の8ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計9件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては10ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割2区、■■■■の西2筆260㎡になります。

申請地南側に■■■■さんという住宅がございますが、申請者はここを購入され

てお住まいになる予定とのこととです。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、庭及び物置用地となっております。

理由でございますが、譲受人は、申請地南側の住宅を購入するに当たり、周囲からのプライバシー保護を目的とし植栽するため当地を取得したい、譲渡人は施設に入所しており耕作が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、XXXXXXXXXXにつきましては平成4年7月1日、農振除外が認可となっております、XXXXXXXXXXにつきましては農業振興地域内の農用地区域外となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして2番となりますが、場所につきましては10 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの南3筆 731 m²になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在アパート住まいであるが手狭になってきており、父が所有する申請地へ住宅を建築するため当地を使用したい、貸付人は息子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、XXXXXXXXXXにつきましては第1種住居地域及び準工業地域、XXXXXXXXXXにつきましては第1種住居地域となっております、いずれも農地区分につきましては3種の用途地域となります。XXXXXXXXXXにつきましては農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして3番となりますが、場所につきましては11 ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

下平区、XXXXXXXXXXの北2筆 45 m²になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地、自家用となっております。

理由でございますが、譲受人は申請地の北側、XXXXXXXXXXさんの住宅の東側でございますが、こちらのほうに住宅を新築する予定だが、住宅敷地内では駐車スペースが不足するため駐車場用地として当地を取得したい、譲渡人は市外に住んでおり農地の管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというもので

ございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見
ております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては11ページ右側を御覧く
ださい。

5-4で表示した場所になります。

町4区、XXXXXXXXXXの東1筆1,953㎡になります。

斜線部分につきましては、5件目の申請者となりまして、一体的な計画となっ
ております。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅、社宅となっております。

理由でございますが、譲受人は、自身が営む会社の社員増加が見込まれるこ
とから、社宅を建築し雇用の増進を図りたいと考え当地を取得したい、譲渡人
は譲受人に協力したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっております、農地区分につき
ましては3種の用途地域となります。

続きまして5番となりますが、場所につきましては12ページ左側を御覧く
ださい。

5-5で表示した場所になります。

町4区、XXXXXXXXXXの東1筆37㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅、社宅となっております。

理由でございますが、譲受人は、自身が営む会社の社員増加が見込まれるこ
とから、社宅を建築し雇用の増進を図りたいと考え当地を取得したい、譲渡人
は、後継者がいないことから農業規模を縮小したいと考え、譲受人の要請に要
請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっております、農地区分につき
ましては3種の用途地域となります。

続きまして6番となりますが、場所につきましては12ページ右側を御覧く
ださい。

5-6で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの南1筆112㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、家庭菜園となっております。

理由でございますが、譲受人は申請地東側の住宅に居住しており、自身の住

宅と地続きにある申請地を長年管理してきたが、今後家庭菜園用地として利用したいと考え当地を取得したい、譲渡人は、以前から譲受人に管理を依頼しており、高齢であり今後も耕作が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、農業振興地域内の農用地区域外。

農地区分としましては2種、消極的に2種となりまして、不許可の例外として施設拡張で見えております。

9ページを御覧ください。

続きまして7番となりますが、場所につきましては13ページ左側を御覧ください。

5-7で表示した場所になります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの南1筆 503 m²になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、住宅用地。

理由でございしますが、譲受人は市外で借家住まいであるが駒ヶ根市への移住を検討しており、住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は、相続した農地であり、土地を有効利用していただけるなら計画に賛同したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、農業振興地域内の農用地区域外。

農地区分としましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして8番となりますが、場所につきましては13ページ右側を御覧ください。

5-8で表示した場所になります。

7番の申請地の北側となります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの南1筆 850 m²になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございしますが、まき置き場、駐車場用地、自家用及び農業用となっております。

理由でございしますが、譲受人は申請地東側に居住しておりますが、まきストーブ用のまきの保管場所及び作業場が不足していること、また既存の駐車場が公道と自宅で高低差があり利用に不便なことから、まき置き場及び駐車場として利用するため当地を取得したいというものでございます。譲渡人は、相続した農地であり、土地を有効利用していただけるなら計画に賛同したいと考え、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございしますが、農業振興地域内の農用地区域外。

農地区分としましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして9番となりますが、場所につきましては14ページ左側を御覧ください。

5-9で表示した場所になります。

8番目の申請の北側になります。

東伊那区、[REDACTED]の南1筆29㎡になります。

9ページにお戻りください。

申請目的でございますが、ごみステーション。

理由でございますが、借受人は[REDACTED]自治組合の会長であります。自治組合では以前からごみステーションとして利用してきたが、農地法の手続が取られていないことが判明したため、手続を取り当地を使用したい、貸付人は、相続した農地であり、土地を有効利用していただけるなら計画に賛同したいと考え、借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外。

農地区分としましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上9件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

1番から順次、地元委員の補足説明をお願いします。

6 番 (小原 茂幸君)

1番を説明します。

地図にありますけれども、[REDACTED]と、それから[REDACTED]のぶつかる[REDACTED]の信号の東なんです。地図の上に[REDACTED]さんの宅地、家、倉、物置が写っておりますが、その北側の部分と西側の部分ということで、狭いほうは東西になっております。現況は、もう植栽が6本ばかり木を植えられているのと、物置きも置いてあるということで、住宅街の[REDACTED]の上あたりの場所ですので、これは問題がないと思います。

21番 (米山 茂寿君)

2番です。息子さんは、今現在この場所で[REDACTED]を経営しております。特に鍵の手の部分は駐車場にしたいということでもあります。

特に問題等はないかと思えます。

17番 (小松 由喜一君)

3番ですが、息子さんの家を建てるということで、車を止めるスペースがないために買いたいということ、特に問題ないと思えます。

10番 (堀 敏君)

4番です。先ほど説明しました計画変更に関連した[]が[]さんに用地を売ると、こういう案件でございまして、特に問題ないと思います。

それから、5番につきましては、[]のすぐ南側にあるちょっとした路地で、用悪水路としてかつて利用していた農地のようです。これを譲渡人の[]さんが[]さんに売ると、こういう内容でございまして。問題ないと思います。

9番 (下島 琢郎君)

6番です。前回、第3条で売買をしておりますが、[]さん、親戚でありますので問題ないと思います。

以上です。

8番 (村上 英登君)

7番8番9番で、これは1枚の田んぼでした。それを分筆して3筆にしました。

7番の[]さんは、8番の譲受人の[]さんの娘夫婦です。親の近くにうちを建てたいってことです、7番は。

8番は、[]さんが農業用の駐車場だとか自家用の駐車場にしたいってことです。

9番のごみステーション、これは、家庭ごみの集積が始まってからこの場所に無許可で建ててありましたっていうのが今回の7番8番の申請で明らかになりましたので、一緒に申請を出すってことです。今後は、[]自治組合が管理をしていくそうですので、よろしくお願ひします。

会長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

11番 (西村 功君)

4番5番の関係ですが、この北東といいますか、道沿いの所、角地の角の部分が対象外になっているんですが、これはどんな土地利用になるんでしょうか。

主査 (出口 大悟君)

北側の角地でございまして、こちらのほうは農地ではないので今回の申請には含まれておりませんが、集合住宅の住宅敷地としてはこの部分も含めた計画となっております。

会長 (堺澤 豊君)

西村委員、よろしいですか。

11番 (西村 功君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 24 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 25 号 農地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)
議案書の 15 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
公告年月日でございますが、令和 2 年の 4 月 30 日でございます。
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 8,526 m²、
合計 8,526 m²でございます。貸手が 2、借手が 2 です。
2 番 3 番の表につきましてはお目通しいただき、16 ページに個別の詳細が
載っておりますので、御確認をお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 25 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 農用地利用集積計画の策定
について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 26 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (井上 幸代君)

それでは議案書 17 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 2 年 4 月 30 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が畑 776 m²、10 年が田んぼ 1 万 676 m²、合計で 1 万 1,452 m²でございます。貸手が 6、借手が農業開発公社のため 1 になります。

18 ページが利用権を設定する各筆の明細となっております。6 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 8 筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

以上につきまして御審議をお願いいたしまして、審議、質疑の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、19 ページにあります利用配分計画にある担い手へ記載の内容で貸し付けるものでございますので、確認をお願いします。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

内容については 18 ページ 19 ページに記載されていますので、お目通しをお願いします。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 26 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 27 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは議案書 20 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(売買)を説明し、御提案とさせていただきます。
なお、4月9日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。
それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
まず公告年月日でございますが、令和2年4月30日付で、田んぼが4,729㎡、合計で4,729㎡でございます。売手が1で買手が1でございます。
21ページの所有権移転一覧表を御覧ください。
長野県農業開発公社が■■■■さんに売るというものでございます。
所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、それぞれ令和2年5月15日ということで、対価につきましては253万5,000円でございます。
取得後の利用目的については、水稻でございます。
売買対象地につきましては、22ページを御覧ください。
場所は、■■■■の南になります。
以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
ここで、農地あっせん審査会の土屋会長から補足説明をお願いします。

20番 (土屋 澄一君)
先日9日の日にあっせん委員会を開催しました。それで、私、それから下平の大沼委員、宮下委員、それから小松委員であっせん委員会を開催しまして、ただいま御説明のあったとおり5月15日に支払いしますと、そういう段取りになっておりますので、よろしくをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)
地元委員の補足説明があれば、お願いします。

24番 (宮下 修君)
特別ありません。

会 長 (堺澤 豊君)
よろしいですか。

24番 (宮下 修君)
はい。

会 長 (堺澤 豊君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

会長 (堀澤 豊君) 「なし」と呼ぶ者あり
なければ、議案第 27 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 (堀澤 豊君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

主査 (出口 大悟君) 続いて、
議案第 28 号 現況証明について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君) それでは議案書 23 ページをお開きください。
現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 24 ページ左側、現況証明-1 で表示した場所になります。

主査 (出口 大悟君) 地区については南割区、場所につきましては [REDACTED] の北 1 筆
311 m²になります。
23 ページにお戻りください。
施設等ですが、山林敷地ということで申請が出ております。
経過説明でございますが、現在は山林以外の現況となっておりますが、昭和
47 年以前から平成 28 年ごろまで山林敷地として使用していたことを提出され
た航空写真や地元農業委員の意見により確認しております。
以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (堀澤 豊君) これは私の管轄ですんで、補足説明だけします。
ここところは昔から山になっていて、その昔、 [REDACTED] に行く地積の畑
だったかもしれないんですが、ずっともう土地改する前から山になっていた所
ですんで、本人も山林っていうふうに認識しておって、農地だっという認識が
なかったんで、そんな状況ですんで、そのまま現状の中では太陽光の発電パネ
ルを設置したということです。特に問題ないかと思えます。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

会長 (堀澤 豊君) 「なし」と呼ぶ者あり

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 28 号について原案どおり可決することに御異議ござい
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 現況証明については、これ
を原案どおり可決・決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 2 年第 4 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時 4 5 分 閉会